菜の花こども園　重要事項説明書

教育・保育の提供にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　運営主体

名　　称	社会福祉法人　なのはな
所在地	〒400-0047 山梨県甲府市徳行５丁目 12-12
電話番号	055-230-2270
代表者 氏名	理事長　　渡邉　正志
事業目的	地域における公共の社会資源として、子どもを安心して預けられる保育環境を提供し、育児不安を軽減させる「子育てネットワーク」の拠点となり、保護者が“子育ての喜び”を実感できるようにサポートする。

２　施設概要

種　別	幼保連携型認定こども園						
名　称	社会福祉法人　なのはな　　菜の花こども園						
所在地	〒400-0047 山梨県甲府市徳行５丁目 12-12						
電話番号 ＦＡＸ	055-230-2270 055-230-2271						
管理者	園長　渡邉　正志						
開設年月日	平成１９年４月１日						
認可定員	104名　　（利用定員 95 名）						
利用定員 （年齢別）		０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
	１号定員				15 人		
	２号定員				41人		
	３号定員	39人					
対象児童	幼児教育のみを必要とする満３歳以上の子ども及び保育を必要とする小学校就学前子ども						

（1）　施設

敷地面積 1766.72 ㎡　　延べ床面積 587.36 ㎡（木造平屋及び鉄骨 2 階建て）
屋外遊戯場（園庭）1239.95 ㎡

【遊戯室棟】

<table>
<tr><td rowspan="2">遊戯室
76.36m²</td><td>ひよこ組（0 歳児）
35.15m²</td></tr>
<tr><td>医務室
9.66m²
相談室
14.14m²</td></tr>
</table>

2F　　↑新園舎 1F

<table>
<tr><td colspan="2">2F
会議室
19.32㎡</td><td>職員休憩室
9.66㎡</td><td></td><td></td><td></td><td>トイレ
9.39㎡</td></tr>
<tr><td colspan="3">1F
職員室
21.12㎡</td><td></td><td></td><td></td><td>ぞう組
（年長児）
45.25㎡</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td>パンダ組
（年中児）
51.32㎡</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td>きりん組
（年少児）
48.29㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">ほふく室
りす組（1 歳児）
19.05㎡</td><td colspan="2" rowspan="2">うさぎ組（2 歳児）
34.78㎡</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">トイレ 19.87㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">トイレ他
11.55㎡</td><td colspan="2">前室 21.24㎡</td></tr>
<tr><td>ほふく室
りす組（1 歳児）
13.25㎡</td><td>ほふく
14.49㎡
り　す
（1 歳</td><td>ほふく
14.49㎡
り　す
（1 歳</td><td>給食休憩室
7.45㎡</td><td>厨房
28.98㎡</td><td></td><td>3.4.5 歳児室
17.39㎡</td></tr>
</table>

（2）施設設備の基準を満たすことを証する書類

区　　分		面　　積(㎡)	備　　考
土地	屋外遊戯場	1239.95	
	全　敷　地	1766.72 1766.72	
建物	乳　児　室	35.15	（　　1室）
	ほふく室	61.28	（　　4室）
	保 育 室 （満3歳未満）	34.78	（　　1室）
	保 育 室 （満3歳以上）	162.27	（　　4室）
	遊　戯　室	76.36	（　　1室）
	調　理　室	28.98	（　　1室）
	保　健　室	9.66	（　　1室）
	職　員　室	21.12	（　　1室）
	便　　所	48.66	（10か所）
	木浴室	2.47	
	調乳室	1.66	
	相談室	14.14	
	多目的室	24.84	
	会議室	19.32	
	職員休憩室	9.66	
	給食事務室	7.45	
	その他	49.44	前室、収納　等
	計	607.24	

３　施設の目的・運営方針

○目的

菜の花こども園（以下「当園という」は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置づけ、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

（１）園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。

（２）園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境に関わりその活動が豊かに展開されるよう人的物的環境を整え、子どもの潜在的な能力が自分で発揮できるようによりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

（３）利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うように努めます。

○運営方針

◎理念「生きる力」を育む

○保育方針

- **人的物的環境を利用し、子どもの潜在的な能力を自分で発揮できるよう、一人一人に合わせて援助する。**
- 人や物に自ら関わり、葛藤を経験しながら、成功、失敗体験を繰り返し、何事にも意欲的に挑戦し、最後まで自分で、または仲間とやり抜く力を育む

○保育目標

- 豊かな人間性（コミュニケーション能力）
- 健康な心と身体
- 主体的に判断して行動する力

４　児童福祉法最低基準の遵守

項目	内容
保育の実施基準	①居宅外で労働することを常態としていること。 ②居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態としていること。 ③妊娠中であるか又は出産後間もないこと。 ④疾病にかかわり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること。 ⑤長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神もしくは身体に障害を有している同居の親族を常時介護していること。 ⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている　こと。 ⑦町（市・村）長が認める全各号に類する状態にあること。
設備基準	①乳児室又は保育室、医務室、調理室、便所 ②乳 児 室 → １人1.65㎡以上 ③ほふく室 → １人3.3 ㎡以上 ④乳児室又はほふく室 → 保育に必要な用具を備えること ⑤満２歳以上の幼児を入所させる保育所　→　保育室又は遊戯室、野外遊戯場（園庭）、調理室、便所 ⑥保育室又は遊戯室 → １人 1.98㎡、 屋 外 遊 戯 場 → １人3.3㎡以上 ⑦保育室又は遊戯室 → 保育に必要な用具を備えること

５　職 員 体 制

職　　種	職員数	職　務　の　内　容
（１）園長	１人	園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
（２）副園長	１人	副園長は、園長を助け、その命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

（3） 事務長	1人	園に置けるすべての事務（運営事務、保育事務等）園児の入退園等の事務手続き全般を司る。
（4） 主幹保育教諭 ・１号認定児担当 ・２、３号認定児担当	２人 （左記担当各１名ずつ）	主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び副園長又は教頭を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
（4）保育教諭	適正人員以上	保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案 実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
（5）栄養教諭(栄養士)	１名以上	栄養教諭（栄養士）は、園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理をつかさどる。
（6）調理員	１名以上	調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
（7）学校医	１名	学校医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第２２条に基づいて、技術及び指導に従事する。
（8）学校歯科医	１名	学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第２３条に基づいて、技術及び指導に従事する。
（9）学校薬剤師	１名	学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第２４条に基づいて、技術及び指導に従事する。
（１０）看護師	１名以上	看護師は、園児、職員の保健管理と必要時の看護、及び乳児養護をつかさどる。
（１１）事務員	１名	園長、事務長の事務全判の補佐

※職員数は変動する場合がありますが、甲府市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。
※常勤、非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。
※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
※平日は 12 時間開園のために保育士はシフトでのローテーション勤務を行っておりますので、お子様の送迎の際に、保護者の皆様と担任が直接お会いできない日もありますので、連絡事項などは、連絡帳や当番職員へ口頭や記入でお知らせください。

６　教育、保育を提供する日及び時間

利用区分	利用時間	休園日
1 号認定	月～土曜日 9：30～15：30 （※注１）	・冬季休業日　12 月 28 日～1 月 4 日 ・春季休業日　 3 月 29 日～3 月 31 日 ・夏季休業日　 8 月 13～16 日
２・３号認定 （保育標準時間）	月～土曜日 7：00～18：00	・日曜、祝祭日、祝日法で定める休日 ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） **※２・３号認定児の短時間認定児は土曜日の延長保育は行いません。**
２・３号認定 （保育短時間）	月～土曜日 8：30～16：30	

※延長保育事業　（通常の保育料以外の別途利用者負担が必要な時間）

利用区分	利用時間	利用料
平日延長保育料（土曜日を除く平日） ※１号認定児、２・３号認定児とも利用可能	18：00 ～ 19：00　の間	30 分 100 円
1 号認定利用者 （幼稚園型一時預かり保育）	7：00 ～　9：30 15：30 ～ 18：00　の間	1 回（1 日） 500 円
保育短時間利用者（２・３号認定児） **※短時間認定児の土曜日の右記延長保育は行いません。**	7：00 ～　8：30 16：30 ～ 18：00　の間	1 回（1 日） 500 円

１号認定児が平日の教育・保育利用時間の 9：30～15；30 を超えて保育を必要とする場合は、（A）7:00～9:30（B）15：30～18：00 の幼稚園型一時預かり保育を利用することができます。**料金は A と B 片方のみでも、両方利用しても 500 円（1 日）です。**

※上記、幼稚園型一時預かり保育について、１号認定児で保育を必要とする要件を、お住いの市町村に「新２号認定」の認定を受けた園児については、月額１１，３００円まで無償となります。

※１号認定児は土曜日も幼稚園型一時預かり保育は利用可能です。
※保育短時間認定児の上記、土曜日の延長保育は行いません。

平日の 18:00～19:00 の保育が必要な場合は、平日延長保育の利用が可能です。
１号認定児、２・３号認定児とも利用可能です。
利用負担額については 18:00~18:35 までが１００円、それ以降 19:00 までプラス１００円となります。

※延長時間帯は 2 名の保育教諭が対応いたします。
※非常時または災害時等その他急迫の事情があるときは臨時に休業することもあります。
※土曜日は保育教諭も少ない人数での交代勤務となります。この日は、子どもの人数に応じて、１～２つの保育室にて異年齢で保育を行うことがあることをご承知ください。
※土曜日保育を利用する場合、平日の給食・副食費とは別に給食・おやつ代として、３歳児以上のクラスのお子様は、園児一人@200 円を徴収させていただきます。（他の徴収金と同様に毎月 20 日で締めて、保育料その他の徴収金とともにその月の引き落とし日、（26 日～28 日）に引き落とさせていただきます。）

７　提供する教育・保育等の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、認定こども園こども指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

- モンテッソーリ教育の考え方を基本にした自主的個別保育
- 園外保育
- 自然体験活動
- ノーテレビ→人対人のコミュニケーションを大切にしています
- 保育ドキュメンテーションや保育ポートフォリオなど、保育の実践記録をしっかりと行い明日の保育に活かします。
- 老人との交流（ホーム慰問）

お散歩のコース
園庭以外に、隣地の「さくら公園」、近隣の「笠谷神社公園」などにお散歩に行きます。

＜教育・保育の計画（年間）＞

クラス	教育・保育計画
0歳児	・保健的で安全な環境の中で、心身共に健康で過ごせる様にする。 ・一人一人に合わせて欲求を満たし、ゆるやかな担当制をとり愛着関係を育て、家庭と連携しながら生活リズムの安定を図りながら、快適な生活を保障する。
1歳児	・安心できる保育者との関係のもと、簡単な身の回りのことを自分でしてみようとすると気持ちや自我が芽生える。 ・食べる意欲が増し手づかみ食べから、スプーンやフォークを使用して積極的に食すようになる。 ・ひとり遊びを十分楽しみながら、友だちや保育者に自分の思いを表現したり人やものと関わって遊んだりする楽しさを知る。
2歳児	・一人一人が安心して園生活を送り、「自分で」の気持ちに寄り添い、できる事を増やすとともに自己肯定感を育む。 ・保育者との安定した関わりを通して、基本的生活習慣の自立を目指し、身の回りの事を自分でしようとする気持ちを持つ ・自分はこうしたい、こうするつもりが伝わらず、葛藤することが多くなるが、保育者に支えてもらいながら少しずつ自分の気持ちのコントロールができるようになる。
3歳児	・基本的な生活習慣が身に付き、ほぼ自立できるようになる。 ・生活に必要な言葉が解るようになり、遊びや体験を通して、色々な物ごとへの関心をもつ。 ・友だちと遊ぶ中で心の葛藤はあるが、保育者に思いを受け止めてもらう事で、切り替えたり、言葉にして自分の思いを相手に伝えられたり、自分と違った相手の思いにも気づけるようになる。
4歳児	・友達との繋がりを広げ、自分と違った相手の考えも理解できるようになり、集団で活動する事を楽しむ。 ・ルールある遊びを好み、善悪の区別を理解して生活を営むようになる。 ・探究心が強くなり、自分や仲間とで因果関係を調べたりして、答えを出そうとする。 ・創作意欲が増し、自分または仲間と目的をもって、何かに取り組もうとする。
5歳児	・一人一人の仲間の良さを理解し、目的に向かって話し合い役割分担をして、プロジェクト的な活動に取り組み、集団での達成感を味わう。 ・自己肯定感をもち、物事に取り組み、潜在的な能力を自分で発揮できるようになり、就学に向かう。 ・最年長として手本となり、年下の子どもに伝授する気持ちをもつ。
その他（年間行事）	入園式（4月）、運動会（5月）、夏の冒険（年長）（8月）、ハロウィン、収穫感謝祭（10月）、生活発表会（12月）、卒園式（3月）

◎クラス編成について

※3 歳・４歳・５歳の以上児（きりん組・パンダ組・ぞう組）は、１０月をめどに、子どもたちの様子を見ながら、遊びの場面で３歳児～５歳児が教室を自由に行き来できたり、お当番活動を一緒に行ったりと、自然な形での交流（異年齢活動）を行っています。また日常の保育時間の中で（外遊びやワクワクタイム）異年齢が自然に無理なく交流が出来るよう、一緒に活動を行う時間をつくります。

クラス名	年齢
ひよこ組	０歳児
り　す組	１歳児
うさぎ組	２歳児
きりん組	３歳児
パンダ組	４歳児
ぞ　う組	５歳児

８　給食について

	提供内容				保育園での摂取割合（一日の摂取カロリー）
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
０歳児	○	○	○	○	（1050kcal）50%
１歳児	○	○	○	○	
２歳児	○	○	○	○	
３歳児		○	○	○	（1400kcal）40%
４歳児		○	○	○	
５歳児		○	○	○	

＜給食の提供にあたって＞

・完全自園型調理
・きめ細かな離乳食対応（2 回食より）
・献立の提供（和食のメニュー積極的に取り入れ）
・食育の取組　（栄養士による月１回の食育教育、２歳児～５歳児）
・行事食提供　夏祭り、クリスマス、節分、お月見、七草がゆ　等

＜アレルギー対応について＞

国が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、**菜の花こども園**アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めてまいります。

・アレルギー対応について
※食物アレルギーの兆候があった場合は必ず病院受診していただき、（別紙）「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をお願い致します。

それを基に園長、栄養士、保護者、担任で、除去食、代替食について話し合いを行い、可能な対応を決定します。

以下は申し訳ございませんが、本園では対応いたしません。
・グルテンフリー給食
・アレルギー児以外の、牛乳、チーズ、ヨーグルト等、乳製品の不使用
・国産の小麦限定での提供
・宗教上の理由での肉抜き給食

出来る事　食物アレルギー児（卵、乳製品）　除去、一部の代替食　　卵、乳
※小麦粉アレルギーの場合（完全除去）、代替食の対応はできませんので、お弁当を持参していただくこととなります。

※　献立表は毎月別途お知らせします。

※離乳食開始はご家庭で2回食となった時点で園にて家庭で食したことのあるものから提供を始めます。

９　利用料金

（１）教育・保育に係る利用者負担額（月額保育料）
支給認定を受けた市町村が定める月額保育料を、毎月 26～28 日に、事前に登録頂いた山梨中央銀行の各支店より引き落としさせていただきます。（振込手数料は保護者負担となります）

（２）教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（１）に掲げる保育料のほか、以下に掲げる費用を負担していただきます。
保育料以外の利用者負担金も毎月 20 日に締めてその月の 26 日～30 日に上記月額保育料と合算して引き落としさせて頂きます。

※平日の 18：00～19：00 の延長保育料に関しても、毎月 20 日で締めて上記と合算して引き落としさせていただきます。

※また、土曜保育を利用し昼食を食べた場合、３歳以上児に関しては、昼食、おやつ代として、1 人当たり@200 円を上記同様、毎月 20 日で締めて上記と合算して、引き落としさせていただきます。

※園でのオムツ処分費用として、オムツを利用しているお子様一人当たり月@300 円をご負担お願いいたします。（産業廃棄物として業者に処分を委託します）

利用料（利用者負担）	**・保護者が居住する市町村が定める利用料**
給食における副食費、主食費の徴収について	**・1 号認定の子どもは副食費、月額 5,000 円、主食費月額 2,500 円の合計 7,500 円となります。** **・保育料の無償化対象となった２号認定の子どもも、副食費月額 5,000 円、主食費月額 2,500 円の合計 7,500 円となります。** **（両方とも、その月の 1 日に在籍した場合、喫食数に関わらずひと月分の金額を徴収させていただきます）**
入園、進級に関する用品、教材費等	**・入園児の用品は、年齢により約 6,260 円～20,680 円** **・進級の際は、年齢により 950 円～9,140 円** **・制服・体操着・給食着で、32,500 円** ※別紙「用品注文票」を参照下さい
その他、教育・保育に	**・スイミング➡希望者年長、年中児一回 800 円** **年少児→一回 900 円** **（お休みの場合は徴収いたしません）** **※希望者のみです。**

かかる利用者負担金	Ｒ８年度より英語教室「ピープル」と契約 **・3 歳以上児　月一回 300 円** **（お休みの場合も徴収させていただきます）**
	・身体を使った体育遊び指導（ジャクパ）→年少、年中、年長児対象）年間 12 回で、園児一人当たり**毎月 200 円**を徴収させて頂きます。**（お休みの場合も徴収させていただきます）**
	・その他の毎月の徴収金 **保護者協力会費（月 500 円）、　卒園記念アルバム積み立て及び写真データ管理代（月 300 円）** **・感染症予防のため、全クラスの口拭きは使い捨てのペーパーのものを使用しますので、月に 200 円のみご負担願います。** ・夏の冒険積立（年中、年長児月 500 円） お別れ遠足積立（年中、年長児　月 500 円） **※この夏の冒険・お別れ遠足の積立金に関しては、卒園時に精算し、残金が発生した場合は全額返金させて頂きます。**
	・保育活動充実費 **（３歳、４歳、５歳児一人月額 500 円）** 園外保育、自然体験保育など園外の場所に出かけるための、専用の園バスの維持管理費（車検料、保険料、燃料、園外保育に同行するプラスアルファの保育教諭　等）の一部として使用させて頂きます。

１０　利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

（１）１号認定及び２号認定の子どもが小学校就学の始期に達したとき。

（２）３号認定の子どもの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

（３）園児の保護者及び連帯保証人が、上記９に定める月額保育料の支払いを２か月以上遅延し、当園及び市町村からの相当期間を定めた催告にも関わらず、これを支払わないとき。

（４）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

１１　保護者の方に用意していただくもの

（１）入園時にご用意いただくもの

・様式 A 等の園より依頼させて頂く書類
・お布団カバーなどの用品　　別資料（入園のしおり）参照

（２）毎日持参いただくもの

・通園かばん
・手拭タオル、おしぼりタオル
・歯ブラシ
・連絡帳等　※別資料（入園のしおり）参照

（３）服装について

・動きやすく、脱ぎきしやすい、汚れても良い服装
・危険防止の為、ひもやフード、スカートなどのひっかかりやすい服は避けるようにしてください。
・泥んこ遊び、雪遊びなど積極的に行っていきます。お着替えの用意をお願いいたします。

（４）その他ご用意いただくもの

・その都度お便り等でお知らせさせていただきます。

１２　登園・降園について

（１）登園にあたっては、次の点に留意してください。

・全クラスともに、お子様のクラス前まで送って頂き、担当の保育者にお預け下さい。

（２）降園にあたっては、次の点に留意してください。

門扉のところにあるインターホンを押して下さい。保育士が応答したら、クラス名とお子様のお名前をお伝え下さい。「どうぞお入りください」となりましたら、扉のかんぬきを上げて、中に入りクラス前まで来てください。
※平日の 18 時以降も同様ですが、保育させていただく場所は 2 歳児うさぎ組の教室となります。

※駐車場が混みあいますので、必要な伝達に限らせていただき、速やかな降園にご協力をお願いいたします。

１３　園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

・連絡帳（0.1.2 歳児は毎日記入、3.4.5 歳児は家庭より質問等あった際は必ず記入、体調の変化のある時、その他子どもの成長発達については月 2～3 回は記入いたします。）

・その他「園だより」や「ポートフォリオ」なども発行いたします。

１４　学校医、学校歯科医、学校薬剤師

当園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

（１）内科・小児科

医療機関の名称	医療法人社団　健輝会　げんきキッズクリニック
医師名	宮本　直彦
所在地	中巨摩郡昭和町河東中島748-1
電話番号	055-268-5599

（２）歯科

医療機関の名称	矢崎歯科医院
医師名	矢崎　篤
所在地	甲府市　徳行　1-6-20
電話番号	055-227-5825

（３）薬剤師

医療機関の名称	たから薬局
薬剤師名	谷口　真季
所在地	甲府市宝二丁目 25 番 10 号
電話番号	055-225-3206

１５　緊急時の対応

① 事故、怪我について

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。以下指定の欄（提出書類１）に必要事項を記入の上、提出をお願いいたします。
緊急時対応についての流れ

※事故、怪我発生⇒担任⇒看護師、園長または副園長、主幹保育教諭に連絡し様子を見る⇒家庭連絡（病院選定）⇒園にて看護師、園長または主幹保育教諭が選定した病院に連絡を取り、診察依頼をする。⇒診察可能の連絡を受けた後、看護師、園長、副園長もしくは保育士が引率し連れていく、家庭の様子で合流していただく⇒引率者は事故や怪我の様子を医師、保護者に伝え引き渡す。
（家庭で連絡がつかない場合はまたは、仕事の都合で合流できない場合は園にて対応し、様子や薬等ある場合は伝えます。）事故や怪我の状態により緊急とみなした場合は救急車を呼ぶこともあります。

② 体調不良児型保育

保育中に急に体調を崩し、集団生活が困難と判断した場合など、保護者の方にお迎え・受診のお願いの連絡をさせていただきます。お迎えに来られるまでお預かりし、その間当園の看護師または保育士が別室でお子さんのケアにあたります。
また怪我などで保護者の方のお迎えが来るまで、個別対応が必要な場合も同様です。
実施場所：保健室にて看護師または保育士が体調不良児保育に専念します。
実施時間：平日の保育時間(7:00～18:00)
※投薬においては、必ず一回分を容器に入れて名前を記入して持参をお願いいたします。

★保育中の園児の病的症状の際の家庭連絡（お迎え受診依頼）の基準
・発熱→３７．６°以上
・嘔吐→複数回の嘔吐、１度でも大量にあった場合（熱は無くても）
・下痢→水様便が２回以上続いた場合（熱は無くても）
※下痢症状（ウイルス性の胃腸炎等）にて降園後の登園の目安は、「普通便に戻り 24 時間経過したのち（食欲も回復）」となりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

１６　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・窓口担当者　　石田　幸美（事務長） ・ご利用時間　　9:00 ～16:30 ・電話番号　　055-230-2270 ＦＡＸ　　055-230-2271 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	小宮山　征一 （徳行本町自治会）	甲府市　徳行 4-6-10 055-226-5747
	神宮司　ひで子 （貢川地区民生委員）	甲府市　徳行 5-6-33 055-222-1096
苦情解決責任者	渡邉　正志　　（園長）	

１７　非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　　有　　・誘導灯　　有 ・ガス漏れ報知器　　有　　・防災無線　　有 ・非常用電源　　有　　・非常用井戸　有 ・避難車、防災頭巾　有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理　済
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。

１８　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全私保連保険制度（一部保護者負担）
保険の内容	対人１名２億　１事故 10 億
保険金額	年払い（保険料は全額園が負担いたします）

１９　当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

２０　医療的ケアが必要な児童の保育について

現在、対応しておりません。

２１　虐待防止のための措置

職員は、いかなる場合にあっても、園児に対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしてはなりません。本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものといたします。

２２　その他

この説明書は令和８年４月１日のものです。今後、予告なく変更になる場合がございます。

【提出書類 1】

緊急時の対応・連絡先について

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急の連絡先①	住　　所： 電話番号： 氏　　名： 続　　柄：
緊急の連絡先②	住　　所： 電話番号： 氏　　名： 続　　柄：

※空欄保護者記入

【提出書類 2】

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人なのはな　菜の花こども園　　園長　　渡邉　正志

私は、本書面に基づいて菜の花こども園の利用にあたっての重要事項についての説明を受け、教育・保育の提供の開始について同意し入園を承諾しました。

令和　　年　　月　　日

保護者住所：

児童氏名：

児童氏名：

児童氏名：

保護者氏名：　　印

児童から見た続柄：

【提出書類 3】

個人情報使用同意書

菜の花こども園　　園長　渡邉　正志殿

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。

・他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

令和　　年　　月　　日

保護者住所：

児童氏名　：

保護者氏名：　　㊞

児童から見た続柄：